

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成29年3月8日（水曜日）午前9時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（30名）

1番 早川 英雄 君	3番 佐藤 久雄 君	4番 早川 清治 君
6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（2名）

2番 早川 誠一 君	32番 伊佐地 鐵夫 君
------------	--------------

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前9時30分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）暑さ寒さも彼岸までと言いますが、今朝は外が真っ白でとても寒かったです。今日は、3月25日開催の婚活イベントの協議を総会終了後にやりたいということで、いつもより30分早い開催としました。

また、部長と課長は議会中ですので、そちらに出向かれます。今日も慎重に審議していただきますようによろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）会長からご紹介がございましたが、先月より3月の定例会が始まっておりまして、今日は農務課の所管であります文教経済委員会が10時からありまして、途中で退席をさせていただきます。

今朝は、工事の関係で、エレベーターの使用においてご迷惑をお掛けしました。庁舎内の工事ですが、6階ロビーを会議室に改修、南北の庁舎の1階トイレの改修、2階農務課横の会議室が観光協会の事務室と女子更衣室に改修し、4月末完成予定です。また、車庫等につきましても、組合の事務所が移転という事で、新年度の工事を予定しております。

また3月定例会では新年度予算の関係も協議をして議会の議決を受けまして、4月1日からの予算執行をする予定ですが、一般会計につきましては1.4%増の364億円を予定しております。そのうちの農林水産業費は15億9千万円で前年度より3千万円の1.9%の減ということでございます。引き続き農業振興に努めてまいりますのでよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、欠席委員の報告をします。2番の早川誠一委員、32番伊佐地委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

33番川村委員、34番漆畑委員のお二人をお願いします。

それでは議案の審議に入ります前に、課長より説明をしていただきます。

○事務局長（足立光明君）少しだけお時間をいただきます。後程、担当の長尾より詳しく説明させていただきます。昨年10月の総会で経過報告をさせていただきました洞戸のきのこ栽培事業の農地転用の事案につきまして、その後の経過につきまして少し事業が進展しておりますので、報告をさせていただきます。詳細は、その他の中で触れさせていただきますので、お時間をいただきますので、よろしくお願いします。

また、先程部長が申しましたが10時より市議会の委員会がございますので、退席させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤善一君）これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1 番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北北西360mほどに位置する田119㎡です。譲受人は申請地を贈与により譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2 番の案件 位置図は2・3ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東460mほどなどに位置する農振農用地である田2筆3,382㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を始めたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、無償にて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお、6番の案件と譲受人、譲渡人は同一人物であり、譲受人は新規就農のため、2番の案件では下限面積5反を満たさないため、6番の案件と同時許可になります。

3 番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの西南西580mほどに位置する田307㎡及び畑3筆2,077㎡計2,384㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたところ、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

4 番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、黒屋地内、中濃厚生病院の東810mほどに位置する農振農用地である田2筆3,849㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5 番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、黒屋地内、天王池の南南東190mほどに位置する畑2筆274㎡です。譲受人は、4番の譲受人と同一人物であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため、無償にて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

6 番の案件 位置図は7ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、下有知地内、長良川鉄道市役所前駅の北130mほどに位置する農振農用地である田2,178㎡です。譲受人は、2番の譲受人と同一人物であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため、無償にて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

7 番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの北東260mほどに位置する農振農用地である畑539㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

8番の案件 位置図は9ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの南東120mほどに位置する農振農用地である畑2筆1, 135㎡です。

譲受人は、7番の譲受人と同一人物であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、賃貸借権に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

1番の案件について、2番の早川誠一委員ですが欠席で異議ありませんとのことでした。

○11番（大澤慶一君）2番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）3番の案件について、異議ありません。

○9番（石木治夫君）4番、5番の案件について、異議ありません。

○11番（大澤慶一君）6番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）7番、8番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）2番の案件ですが、事務局の説明は無償ということでしたが、議案は有償となっております。また、6番の案件は無償ということでしたが、賃貸借となっております。これはどう判断すればよろしいですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）説明が間違っておりました。2番は有償移転で、6番は賃貸借です。申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の8件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、西田原地内めぐみの農協田原支店の西310mほどに位置する農振農用地の農業用施設用地である田1, 297㎡です。申請人は、申請地の南側及び西側において肉用牛を肥育している認定農業者でもある畜産農家であり、申請地に、不足している子牛の飼育舎を建築整備したいというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありを確認をしています。農地の区分は、農振農用地の農業用施設用地です。この農振農用地から農業用施設用地に区域変更しますと4条案件の200㎡は申請がいないというところですが面積に制限なく、農業用施設に限っては農地転用が可能になります。なお1,000㎡を超えています。農業用施設用地という事で開発申請には該当に

なりませんので申し添えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は、北天神3丁目地内、南天神公園の北北西110mほどに位置する田2筆264㎡です。譲受人は、市外に親と居住しているが、申請地を譲り受け、自己用の個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、昨年父親がなくなり相続税を支払うために、申請地を譲受人に譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は、南天神2丁目地内、南天神公園の南60mほどに位置する田284㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、1番の案件の譲渡人と同一人であり、昨年父親がなくなり相続税を支払うために、申請地を譲受人に譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は13ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、天神公民センターの南東260mほどに位置する田330㎡です。譲受人は、現在居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、宅地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は14ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの東南東490mほどに位置する農振農用地である田、10,696㎡です。賃借人は、土木建築工事業及び砂利採取業等を営んでいる法人であり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借

人の申し出に応じるというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

5番の案件 位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東130mほどなどに位置する農振農用地である田、2筆1,398㎡のうち312㎡です。賃借人は、4番の賃借人と同じ法人であり、4番の案件の砂利採取をするにあたり、申請地を借り受け、砂利等を運搬するダンプ等の車両の通行が円滑にできるように退避場を設置したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

6番の案件 位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、迫間地内、中部電力中濃変電所の西650mほどなどに位置する田、2筆218㎡及び畑6筆644㎡です。賃借人は、土木・建築・電気通信工事及び再生可能エネルギーの発電、供給、発電設備の建築売買等を営んでいる法人であり、申請地一帯（実測面積 104,820㎡）を借り受けて太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。賃貸借の期間は、許可日から12ヶ月としています。

7番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、一本木町地内、一本木公園の南60mほどに位置する田495㎡です。譲受人は、自己用の住宅及び工場が関市の事業用地として買収にかかるため、その代替地として申請地を譲り受け、自己用の住宅及び倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は、一本木町地内、一本木公園の南60mほどに位置する田62㎡です。譲受人は、7番の譲受人の妻であり、7番と同様に自己用の住宅及び工場が関市の事業用地として買収にかかるため、その代替地として申請地を譲り受け、自己用の住宅の庭として整備したいというもの。譲渡人は、7番の譲渡人と同一人物であり、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番と8番は同時許可案件となります。なお7番と8番は、譲渡所得の500㎡未満の特例を受けるため、分筆し所有者を替えております。

9番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は、稲口地内、稲口公民センターの東240mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地109㎡です。譲受人は、申請地の田を挟んで北側に居住しており、申請地を譲り受け、農業用倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、兄及び兄嫁である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は20ページになります。

所有権移転 申請地は、東本郷通1丁目地内、東本郷公民センターの北西130mほどに位置する田903㎡です。譲受人は、不動産業を営む法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は21ページになります。

所有権移転 申請地は下有知地内、関有知高校の南南西630mほどに位置する田3筆1,692㎡です。譲受人は、土木建築工事業を営んでいる法人であり、現在使用している資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、資材置場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

12番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は小瀬地内、瀬尻小学校の南西630mほどに位置する田、587㎡及び畑34㎡計2筆621㎡です。譲受人は、現在親と同居しており、子どもが大きくなり手狭になってきたため申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人に譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は戸田地内、戸田転作促進技術促進センターの北西220mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地347㎡です。譲受人は、不動産業及び太陽光発電業務等を業としている法人であり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

14番の案件 位置図は24ページになります。

所有権移転 申請地は富之保地内、武儀東小学校の北2,300mほどに位置する畑、309㎡です。譲受人は、申請地の隣接地に住宅を有し建築業をしているが、事業用の重機置場が自宅より遠く不便なため、申請地を譲り受け、重機置場として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

15番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 申請地は武芸川町宇多院地内、新桜橋の南南西520mほどに位置する登記地目

畑、現況地目境内地211㎡のうち19.99㎡です。譲受人は、宗教法人であり、申請地を譲り受け、参道へと続く境内地として整備したいというもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、境内地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

16番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の西南西520mほどに位置する畑、230㎡です。譲受人は、申請地の近隣にて工場を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸駐車場として整備したいというもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。隣接農地と承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。事業計画変更の1番と2番の案件と同時許可になります。

17番の案件 位置図は27ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東580mほどに位置する畑、391㎡です。使用借人は、申請地の近隣にて自動車修理工場を経営している法人であり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場として整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である法人の経営者の父であり、使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。隣接農地と承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書お添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。5条18番の案件と同時許可になります。

18番の案件 位置図は28ページになります。先ほどの17番の案件の西隣の筆になります。

所有権移転 申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東580mほどに位置する畑、69㎡です。譲受人は、申請地の近隣にて自動車修理工場を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて駐車場として整備し、自身が経営する自動車修理工場に貸し付けたいというもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。5条17番の案件と同時許可になります。

19番の案件 位置図は29ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の北北東1050mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地145㎡です。使用貸人及び使用借人は、17番の案件と同じです。使用借人は、申請地の道路を挟んで南東にて自動車修理工場を経営している法人であり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場として整備したいというもの。使用貸人は使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。隣接農地と承諾書の添付があります。

2月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

- 1 番（早川英雄君） 1 番、2 番、3 番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 4 番、5 番の案件について、2 番の早川誠一委員で欠席ですが異議ありませんとの事でした。
- 4 番（早川清治君） 6 番の案件について、異議ありません。
- 7 番（清水宗夫君） 7 番、8 番、9 番の案件について、異議ありません。
- 8 番（兼村正美君） 1 0 番の案件について、異議ありません。
- 1 1 番（大澤慶一君） 1 1 番の案件について、異議ありません。
- 1 3 番（杉山徳成君） 1 2 番の案件について、異議ありません。
- 1 8 番（篠田泰道君） 1 3 番の案件について、異議ありません。
- 1 9 番（横井文雄君） 1 4 番の案件について、異議ありません。
- 3 5 番（岩田幸子君） 1 5 番、1 6 番、1 7 番、1 8 番、1 9 番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 3 号の 1 9 件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第 4 号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は 1 5 ページになります。

1 番の案件 位置図は 3 1 ページになります。

所有権移転及び目的変更 申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の西南西 5 2 0 m ほどに位置する畑の一部 9 1 m²です。当初事業計画者は、平成 8 年 1 月 2 6 日に 4 条申請にて申請地と事業計画変更 2 番の土地を一体利用して自己用の住宅を建築する予定であったが、諸事情によりとん挫していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地の近隣にて工場を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自身が経営する工場に駐車場として整備し貸し付けたいというものです。

2 月 1 6 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第 3 種農地と判断します。なお 5 条 1 6 番、事変の 2 番の案件と同時許可になります。

2 番の案件 位置図は 3 2 ページになります。

所有権移転及び目的変更 申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の西南西 5 2 0 m ほどに位置する畑の一部 1 3 8 m²です。当初事業計画者は、平成 8 年 1 月 2 6 日に 5 条申請にて申請地と事業計画変更 1 番の土地を一体利用して自己用の住宅を建築する予定であったが、諸事情によりとん挫していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地の近隣にて工場を経営しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自身が経営する工場に駐車場として整備し貸し付けたいというものです。

2 月 1 6 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第 3 種農地と判断します。なお 5 条 1 6 番、事変の 1 番の

案件と同時許可になります。

この事変の2件の案件につきましては、平成8年に4条と5条で許可を取り、合わせて家を作るということで合筆して、地目変更せずにみえたものを次の方が駐車場として変更されるというものです。5条16番は1筆で230㎡であり、事変1番と2番は、当初の4条1筆91㎡と5条2筆138㎡の許可後に合筆しているため、事変は2つとも何㎡の一部という表記になっていますので申し添えます。

以上2件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○35番（岩田幸子君）1、2番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号買受適格証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。議案は16ページになります。

1番の案件 位置図は、32ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の南110mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地345㎡です。申請人は、競売地を取得して、自己用の住宅を建築したいというもの。競売の入札期間は、平成29年3月7日から3月14日までです。

2月16日に現地確認をしたところ、宅地でした。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は17ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規13筆、8件。更新3筆、2件。賃貸借権の設定に関するものについて新規6筆、6件。更新42筆、26件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、64筆88、2

56㎡。地区は、下有知、小瀬、上之保、武芸川町平、小知野、広見、千疋地区。設定移転を受ける方は、八代治郎さん外6者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

全ての議案が終わりました。その他について事務局よりお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）その他についてですが、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集について昨日3月7日に4週間の募集期間が終了しました。皆様のご協力の下、農業委員19名、農地利用最適化推進委員25名の個人推薦、団体推薦、応募の3種類で出てきており、ご協力ありがとうございました。その件につきまして、今日中にホームページにてアップしますので、ご覧いただきたいと思っております。応募用紙を見たい方は、農業委員会の方で閲覧していただくこととなります。

また、婚活イベントにつきましては、3月25日土曜日に関観光ホテルで開催されますが、募集が今のところ男性が15名のところ29名、女性が15名のところ13名でございます。この後、婚活委員の皆様には選考していただきますのでお願いします。

次回の総会は4月7日金曜日午前10時から市役所6階大会議室です。

それと、先程農務課長の足立から洞戸のきのこ事業に関して10月に報告した件のその後の途中経過を文章でまとめて報告する予定でございましたものを読まさせていただきます。

平成28年10月の総会でご経過報告させていただき洞戸のきのこ栽培事業の農地転用事案につきまして、その後について報告させていただきます。

この事業に関しましては、平成25年から耕作放棄地を再生利用して始まったハウス施設でのシイタケ等のきのこ栽培を行っているものでございますが、事業者が平成26年11月よりレインボーフーズ株式会社に変更になり、事業継承されているなかで、平成28年1月に栽培ハウスの6棟の床が全面コンクリート敷設されました。このことが許可のない農地の転用にあたると思われるため、また、国の補助金の規定に反するため平成28年2月より早期に改修するよう指示していたものであります。

改修事業につきましては、進捗が遅れておりましたが、平成28年9月からまず1棟のコンクリート撤去が始まり10月中旬に終わりました。続く5棟については、栽培中のきのこが出荷された段階で順次着手する予定でありました。

市では、速やかな改修を着実に実施していただくよう平成28年11月22日にレインボーフーズ㈱の役員と県、農業会議とで今後の進捗予定について協議し、平成29年3月末までに残りの5棟の改修する計画を確認したところであります。

しかしながら、レインボーフーズが再度の農地性の判断を農水省に求め、確認をお願いしたところ、29年1月16日に本省と農政局が現地確認をされました。それによると農地転用の状態にあることを再度確認されたところであり、速やかな違反状態を解消するよう指示がされました。これにより、改めて全面コンクリートの改修か、もしくは農地転用許可取得することとなりました。農水省は、きのこ栽培

培ですのでどうしても必要というところの例外規定で農地転用する場合ならという条件を付けてきました。その条件に見合えば補助金返還もないという事です。その条件につきましては、①農業生産が継続されること、②生産の高度化、効率化に資すること、③農地所有者の同意が得られることの3条件で、許可が出た暁には補助金返還が必要なくなるとの判断もされました。

これにより、レインボーフーズは、床コンクリートの改修ではなく、農地転用の申請を選択される予定である旨の報告を受けており、今後、地権者の方々との調整に入られることとなります。

その後農振農用地から農業用施設用地に区分変更し、農地転用許可と進むものと思われ、市、農業員会で手続き等について支援していきたいと考えています。

従いまして、先に出されておりました改修計画の平成29年3月末でのきこ栽培ハウスの床コンクリート改修につきましては、中止するという事となりますのでご報告させていただきます。

今後もこの事業につきましては注視し、指導してまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前10時38分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

⑩

33番 関市西田原915番地3

⑩

34番 関市富之保2999番地3

⑩